

(仮称) 奥州市新医療センター新築工事基本設計業務プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 (仮称) 奥州市新医療センター新築工事基本設計業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、(仮称) 奥州市新医療センター新築工事基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に係る事項を審議し、本業務の履行に最も適した受託候補者を選定する。

- (1) プロポーザル実施要領、評価基準等の審査に関すること。
- (2) 応募者及び提案者により提出された書類の審査に関すること。
- (3) プロポーザルの評価及び受託候補者の選定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、医療局からは病院事業管理者、総合水汎病院長、経営管理部長及び看護部長を、市長部局からは財務部長、福祉部長、健康こども部長及び都市整備部長をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には病院事業管理者を、副委員長には健康こども部長を充てる。

3 委員の任期は、受託候補者を選定するまでとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員のうち半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康こども部新医療センター建設準備室に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。